

第4章 資産運用分野に関する横断的な法制

東京大学名誉教授 神田秀樹

1 はじめに

本稿では、資産運用に関する法制、とくに業者規制について、そのあり方に関する諸課題のうちで若干のものを取り上げる。本稿の元となった金融法務研究会における報告は2023年1月であったが、その時点において、金融審議会の市場制度ワーキング・グループに設置された「顧客本位タスクフォース」（以下「タスクフォース」と略す）が2022年12月9日に中間報告を取りまとめていた。そして、同報告に基づく法改正が2023年11月29日に公布されているが、本稿の検討対象に係る部分の法改正は、そのほとんどが本稿執筆時に未施行の状況にある。また、2023年12月13日に「資産運用立国実現プラン」（内閣官房「新しい資本主義実現会議・資産運用立国分科会」取りまとめ）が公表され、政府を挙げての施策が実施されつつある。金融審議会でも、市場制度ワーキング・グループにおいて、2024年4月以降検討が開始されている。

以上のような状況のなかで、資産運用分野の法制については今後さらにさまざまな検討が進むと予想され、そうしたタイミングのなかで本稿のテーマについて詳細を述べることはしにくい。そこで、本稿では、上記の「資産運用立国実現プラン」公表の時点あたりを身において、法制の横断化に関する過去の議論を振り返り、いくつかの課題を指摘することとしたい（注1）。将来機会があれば、各論について具体的な法改正を取り上げて検討を行う機会を持ちたいと考えている。

2 金融法制の横断化に関する過去の議論と法制整備

（1）新しい金融の流れに関する懇談会の論点整理（1998年）

金融分野の法制の横断化が本格的に議論されたのは、古くなるが、1987年から「新しい金融の流れに関する懇談会」（当時の13の中央省庁等（公正取引委員会、警察庁、経済企画庁、法務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、郵政省、労働省、建設省、日本銀行）の19部局による共同の勉強会）が16回の会合を開催して取りまとめた「論点整理」（1998年6月17日）である。その内容の概略は次の通りである。

第1に、この「論点整理」は、新しい金融法制・ルールについての基本的な方向観を、次の6つに整理している。①幅広い金融商品・サービスを対象とし、金融の機能面に着目した横断的な法制・ルールであること。②金融取引にかかるリスクの評価および所在を明らかにし、取引当事者間の権利義務関係を明確化するような法制・ルールであること。③金融取引の公正を確保し、市場機能の円滑な発揮を促すような法制・ルールであること。④法制・ルールの実効性が適切に確保されること。⑤公正・透明で機動性が高い法制・ルールであること。⑥国際的な整合性のとれた法制・ルールであること。

①は、新しい金融サービス法制を展望する際には、現在の縦割りの業態別の法制を改めて、横断的な法制に組み替えることが望ましいということであり、すでに当時これが提案されていた。ただし、「論点整理」は、預金、保険、企業年金について、懇談会における

問題意識からすると、これらのなかには資産運用をその経済的実質とする部分など、新しい金融法制・ルールの中かで横断的にカバーされるべき部分が含まれていることを指摘する一方で、決済機能、保障機能、老後の所得保障機能の部分については、懇談会の構想する新しい金融法制・ルールとは別のルールで律すべき部分がありうることを指摘していた。

第2に、「論点整理」では、新しい金融法制・ルールの適用対象となる「金融商品」については、具体的な点までの記述はない。しかし、留意すべき点がいくつか指摘されている。すなわち、①金融商品のコアの部分は、現在から将来にわたるキャッシュフローの移転と投資性（厳密には投資の共同性・受動性）にあるとされている。伝統的には、金融とは、おカネのある人からおカネを必要とする人へのおカネの移転（すなわち資金のアベイラビリティの移転）と定義されてきた。しかし、金融取引のとらえ方としては、将来のキャッシュフローを契約によって移転するというほうが理論的にはベターである。契約によって移転するという意味は、キャッシュフローに伴うリスクの分担を当事者が契約で決めるということを含む点が重要である。②「論点整理」では、利用者が資金を出す側に立つ場合だけではなく、利用者が資金を借りる側に立つ場合についても、カバーしたいという気持ちで書かれている。③「論点整理」では、金融商品の定義に関連して、当時存在していた法律についてのコメントが書かれている。まず、証券取引法（当時）が懇談会での問題意識にいちばん近いが、出資法にも言及されている。

第3に、「論点整理」は、金融サービス（「市場型金融仲介サービス」であることに注意）について、次の8つの類型をあげている。①販売・勧誘、②売買（ディーリング）、③仲介（ブローカレッジ）、④引受（アンダーライティング）・売出（セリング）、⑤資産運用（アセット・マネジメント）、⑥資産管理（カストディ）、⑦助言（アドバイス）、⑧仕組み行為（当時参考としたイギリス法にいうアレンジング）である。

第4に、「論点整理」は、新しい金融法制・ルールの具体的な内容として考えられるいくつかのものについて、具体的に論点を指摘している。

（ア）取引ルール ①情報開示・説明等とリスクの移転 ②分別管理と破産リスクからの遮断 ③利益相反行為に関する責任分担 ④受託者の注意義務にかかる責任範囲 ⑤支配・従属・提携関係がある場合の責任分担

（イ）市場ルール ①ディスクロージャー ②公正取引ルール（インサイダー取引、相場操縦、風説の流布、詐欺的行為等の規制） ③価格形成機能（取引所、マーケットメーカー等）に関するルール

（ウ）業者ルール ①販売・勧誘行為に関するルール（説明義務、適合性原則、勧誘規則・広告規制等） ②分別管理義務 ③利益相反防止義務 ④資産運用サービス等における注意義務 ⑤他者への委託等に関する行為義務 ⑥仕組み行為に関するルール ⑦手続面等に関する行為ルール（書面の作成・交付・縦覧・保存等） ⑧業者の適格性（fit and proper）等に関するルール（参入規制、財務健全性規制、業務分野規制・兼業規制の見直し）

（２）金融審議会の金融制度スタディ・グループ「中間整理—機能別・横断的な金融規制体系に向けて—」（2018年）

上記の「新しい金融の流れに関する懇談会」の約20年後に、その間の環境変化等も踏まえて法制の横断化を整理して展望したものとして、金融審議会の金融制度スタディ・グループがあり、同スタディ・グループは、2018年6月19日に「中間整理—機能別・横断的な金融規制体系に向けて—」を公表している。

第1に、この「中間整理」は、この間の環境の変化と将来の予測に基づいて、「現行制度の特徴と検討の基本的方向性」を次のようにまとめている。

「現在の金融制度は、基本的に業態ごとに法令（業法）が存在し、各プレイヤーのサービスが同一の機能・リスクを有していても、当該プレイヤーの属する業態ごとに規制の内容が異なり得る。

ITの進展や利用者ニーズを起点としたアンバンドリング・リバンドリングの動きなどを踏まえると、イノベーションの促進や利用者利便の向上の観点から、多様なプレイヤーを各業法の業態に当てはめて規制するよりも、業態をまたぐものを含め、まずは各プレイヤーが自由にビジネスモデルやサービスを選択した上で、選択されたビジネスモデルやサービスの果たす機能・リスクに応じて、ルールを過不足なく適用していくことが重要と考えられる。

また、規制が緩い業態への移動や業態間の隙間の利用等を通じた規制の回避を防止し、利用者保護や公正な競争条件を確保する観点からも、機能・リスクに応じたルールとしていくことが重要と考えられる。

こうしたことから、現在基本的に業態別となっている金融規制体系をより機能別・横断的なものとし、同一の機能・同一のリスクには同一のルールを適用することを目指すことが重要な課題である。

すなわち、同一の機能の中でも業務の内容やリスクの差異がある場合にはそれらに応じてルールの内容を調整することとしつつ、同一の機能には同一のルールを対応させることを基本とすることが考えられる。

また、異なる機能間においては、各機能の特徴に応じた対応を行うことが基本となるが、その上で、規制目的を共通にする部分については、異なる機能間においてもルールをできるだけ共通化していくことが考えられる。

さらに、このような機能別・横断的な金融規制体系を検討する際には、金融サービスのみならず、それと一層一体化しつつある非金融サービスと金融業との関係についても視野に入れていく必要がある。

このほか、現行制度では、金融システムのネットワーク構造の変化などが必ずしも十分に想定されておらず、新たなネットワーク構造の下におけるルールとしては必ずしも効率的でない面がある。

金融システムのネットワーク構造が変化していけば、従来のルールを当てはめて規制するよりも、当該ネットワーク構造の性質に応じて新しい捉え方をすることが実効的な場合が考えられる。」

第2に、「中間整理」は、金融の「機能」の分類について、次のように述べている。

「金融規制体系をより機能別・横断的なものとし、同一の機能・同一のリスクには同一のルールを適用することを目指すに当たり、規制体系を過度に複雑化させず、環境変化に機動的に対応していくことができるようにする観点からは、金融の「機能」をある程度大きな単位に分類した上で、各「機能」の中で業務の内容やリスクの差異に応じてルールの内容を調整する（規制の柔構造化）ことが考えられる。こうした考え方に立ち、本スタディ・グループでは、さしあたり、金融の「機能」を「決済」「資金供与」「資産運用」「リスク移転」の4つに分類して検討を行った。」

そして、第3に、本稿において「中間整理」の全体を紹介することは省略するが、「資産運用」についての基本的なところだけを紹介すると、「中間整理」は次のように述べている。

「「資産運用」は、典型的には、資金余剰主体（資金の出し手）が自らの運用目的やリスク選好に従い、株式・社債等の購入等を通じて運用を行うことを可能とする機能であり、その結果、資金余剰主体から資金不足主体（資金の受け手）に対して市場メカニズム等を通じて資金配分が行われることに寄与するものと考えられる。」

この文章には次の2つの注が付されている。

「（注1）預金も資金の出し手から見れば運用手段の1つであり、「資産運用」の射程に含まれると考えられる。他方、預金については元本保証性があり、国民に広く利用される安全確実な価値の貯蔵、運用手段という側面や、法定通貨とほぼ同等に決済に利用できる決済手段という側面があり、別途の考慮が必要と考えられる。

（注2）ここでいう「資産運用」サービスの提供者には、例えば、受託資産を運用する者や、最終受益者の資産について運用者に運用指図を行う者のほか、金融商品の販売・勧誘、売買の仲介、投資家に対する助言、金融商品の取引の場の提供など、上記の機能の達成に資する業務を行うプレイヤーが広く含まれる。」

これに続く本文では、次のように述べられている。

「典型的な運用手段である株式・社債等の金融商品については、発行者の事業リスク・信用リスクや、相場変動等の市場リスク等が伴うことが多く、そうしたリスクを資金の出し手（投資家）が負担することとなる。この点、一般的には個々の投資家が投資先の情報収集を行うことは困難であることから、証券会社等のサービス提供者による情報提供のほか、株式・社債等の発行者による情報開示を通じて投資家の判断に必要な情報の提供を確保することなどにより、投資家の保護が図られることが重要になる。

また、投資家から資産を預かって運用を行う者については、受託資産の適正な運用が求められる。これに関しては、忠実義務等の受託者責任に関する規定や、運用状況等の報告に関する規定などが設けられている。

さらに、株式・社債等の取引の場である証券市場は、流通市場における適正な価格形成を実現するとともに、形成された価格が資産評価の基準や有価証券の発行価格の目安として利用されることで、効率的な資金配分の実現にもつながるなど、公益の観点から重要な意義があることから、公正で効率的な価格形成が行われるよう、市場の公正性・透明性を

確保することも重要である。」

(3) 小括

まず、以下で言及する法制等の適用対象は、本稿のテーマである「資産運用」関連の行為に限られるわけではなく、各規定に定められている行為に適用されることに留意する必要がある。

現時点で、1998年の新しい金融の流れに関する懇談会の「論点整理」と2018年の金融審議会の金融制度スタディ・グループの「中間整理」の観点からすると、対象となるべき金融商品はかなり広く把握されるべきことになる。業者規制という観点からすれば、業者の行為（業）との関係で対象となるべき金融商品を定めることになるであろうが、近年の例でいえば、たとえば、勧誘・販売行為の規制といっても暗号資産に関するものは資金決済に関する法律（資金決済法）において行われており、支払（決済）の手段として利用されるものは資金決済法、投資の対象として利用されるものは金融商品取引法といった役割分担がされている。

また、「same function、same risk、same rule」という観点から現行法を見ると、それなりに横断的に業者に適用される法制度となっているのは、一般私法を別とすれば、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（以下「金融サービス提供法」と略す）である。この法律は、2000年に制定された「金融商品の販売等に関する法律」の題名を2020年の改正で「金融サービスの提供に関する法律」に改め、それまでの私法的規定に加えて新しく金融サービス仲介業者に関する規制を導入したものであるが、2023年の改正によって法律の題名が上記のように改められるとともに、「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」について「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない」という規定が新設された（後述する）。

このほか、法律ではないが、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「顧客本位原則」と略す）が2017年に制定され、2021年に一部改訂されて今日に至っている。この原則も、横断的に業者（同原則にいう金融事業者）に適用される。とくに、2021年の改訂は、金融審議会の市場ワーキング・グループの報告書（2020年8月5日）に基づくものであるが、原則の注の一部の改訂と注の追加などが行われた。同原則5の金融事業者が顧客に提供すべき重要な情報に「顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性」が追加されたこと（原則5の注1参照）とアメリカやEUの制度を参考として「重要情報シート」制度が新設されたことが重要であり、また、合わせて、監督指針の一部改訂が行われたことが重要である（注2）。

その一方で、2006年の証券取引法改正（法律の題名を金融商品取引法と改めた）の際に、当時の銀行法・証券取引法・保険業法・信託兼営法における業者の規制の横断化が検討されたが、当時「投資サービス法」と呼ばれたように、結果としては、投資性の高い金融商品について（だけ）、金融商品取引法における業者の勧誘・販売等に関する行為規制を銀行法等において準用するというように落ち着いた（銀行法13条の4・52条の45の2、保険業法300条の2、信託業法24条の2、信託兼営法2条の2）。このようになった理由は、各業法の既存の行為規制との重複適用を避けることと銀行・保険会社・信託会社についての

監督およびエンフォースメントの一元化を認めることにあると考えられる。つまり、業者規制の横断化（当時「金融サービス法構想」などと呼ばれた）は、将来の課題とされている。

3 業者の義務に関する一般規定

(1) 問題の所在

2022年12月のタスクフォースの中間報告は、顧客本位原則に基づく取組みは一定の進展をしてきたが「道半ば」であると評価し、原則のうちの一部を法令化することを提言している。具体的には、同報告は次のように述べている。

「欧米においては、金融商品の販売に伴って個別の推奨を行う場合等において、自らの利益を顧客の利益に優先させることなく、顧客の最善の利益に従って行動するよう求めている。家計の安定的な資産形成に向けて、全ての金融サービスの提供について顧客本位の業務運営が求められる中、金融事業者全体による顧客本位の業務運営の取組みの定着・底上げを図る必要がある。このため、「原則」に定められている金融事業者は顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきであることを広く金融事業者一般に共通する義務として定めることなどにより、「原則」が対象とする金融事業者全体による、「原則」に沿った顧客・最終受益者の最善の利益を図る取組みを一步踏み込んだものとするを促すべきである。また、金融事業者のほか、企業年金制度等の運営に携わる者等もこのような規定の対象に加えることにより、広くインベストメント・チェーンに関わる者を対象として、顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営に向けた取組みの一層の横断化を図るべきである。」

(2) 2023年改正による金融サービス提供法における一般規定

(ア) 概要

2023年11月29日に金融商品取引法等の改正が公布されたが、その一部として、金融サービス提供法において、「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」について「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない」という規定が新設された（なお、この改正で改正前の「金融サービスの提供に関する法律」の題名が「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改められている）。これは、改正前の金融商品取引法に定められていた金融商品取引業者等の誠実公正義務に「顧客等の最善の利益を勘案しつつ」を付け加えたうえで、それを金融サービス提供法に移動したものである。この改正は、公布後1年以内の政令で定める日から施行されることとなっており、関係する政令等は本稿執筆時において未だ制定されていない。なお、今回の法改正では、業者の善管注意義務や忠実義務についての改正はされていない。また、今回の法改正では、金融経済教育推進機構の設立とともに、認定アドバイザー制度の導入が盛り込まれ、金融商品取引法等における業者の説明義務等についても重要な改正がされているが、本稿では取り上げない（注3）。

(イ) 誠実公正義務

金融商品取引業者等（金融商品取引業者および登録金融機関。金融商品取引法 34 条）が顧客に対して負う誠実公正義務は、1992 年の証券取引法の改正により、1990 年に制定された IOSCO（証券監督者国際機構）の 7 つの原則の 1 つが導入されたものと解説されている（注 4）。この義務の適用対象となる行為は忠実義務のそれより広いとされているが、具体的にどのような場合に誠実公正義務の違反が認定されるのか、またその意味するところは具体的な事案で何かは、必ずしも明らかとはいえない。この誠実公正義務は、実務的には、具体的な行為規制を解釈する際の指針または具体的な行為規制を補完する機能を有し、また、資本市場の健全性確保の趣旨を踏まえて解釈することが適当であるとされている（注 5）。

IOSCO の第 1 原則の原文は、次のとおりである（注 6）。

IOSCO, Conduct of Business Rules and Other Prudential Requirements (1990)

Integrity and Diligent

A firm should observe high standards of integrity and fair dealing and should act with due care and diligence in the best interests of its customers and the integrity of the market.

この IOSCO の原則には「顧客の最善の利益」という言葉が入っていることが興味深い。

(ウ) 誠実公正義務を負う者

金融商品取引法（2023 年改正前）では、誠実公正義務を負う者として、業者だけでなく、その役員および使用人が明記されている（IOSCO の原則にはこれらの言葉はない）。しかし、その一方で、善管注意義務や忠実義務については、そのような明記はない。それはなぜか。また、上記の使用人とはすべての使用人を含むのか（たとえば、信託法 41 条と比較）という問題がある。

(エ) 有価証券等管理業務における忠実義務の欠如

金融商品取引業者等の助言業務・投資運用業・有価証券等管理業務については、業者の顧客に対する善管注意義務が金融商品取引法上規定されているが、顧客に対する忠実義務については、助言業務・投資運用業についてだけ規定されていて、有価証券等管理業務については規定されていない（金融商品取引法 41 条・42 条・43 条）。それはなぜか。

(オ) 私法上の義務と同じ義務を業法で規定することの意味

私法上善管注意義務や忠実義務を負う者について、金融商品取引法に同じ義務を負うとの規定を置くことの意味はどこにあるか。1 つには、強行規定とする点にあると考えられる。もう 1 つとしては、金融商品取引法に義務を置けば、違反があった場合には行政処分の対象となる（なお、罰則が設けられている場合にはその適用も受ける）。

(カ) 義務を負う主体

私法上、法人が義務を負う場合、誰の行為（不作為を含む）が問題となるか。この点に

については、代表者の行為だけを問題とするのは狭すぎる。担当者の行為を問題とすべき場合があると考えられる（注7）。

同様の問題は、業法上の義務についても存在する。上述したように、金融商品取引法（2023年改正前）では、誠実公正義務を負う者として、業者だけでなく、その役員と使用人が明記されている。しかし、善管注意義務や忠実義務については、そのような明記はない。前者は義務を負う主体を制限する趣旨か、拡大する趣旨か。また誰の行為を問題とするかについて制限する趣旨か、拡大する趣旨か。ここでも（すなわち、業法上の義務についても）、一般論としては、善管注意義務や忠実義務等の一般的な義務について、法人が義務を負う場合、代表者の行為だけを問題とするのは狭すぎる。担当者の行為を問題とすべき場合があると考えられる。

（キ）顧客の最善の利益の勘案

2023年11月改正後の金融サービス提供法2条は、次のように規定している。なお、本稿との関係では、この規定の適用対象は、資産運用関連の行為に限られるわけではなく、同規定に定められている行為に適用されることに留意する必要がある。

金融サービス提供法2条（誠実義務）

1項 金融サービスの提供等に係る業務を行う者は、次項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であって顧客（次項第14号から第18号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行う場合にあっては加入者、その他政令で定める場合にあっては政令で定める者。以下この項において「顧客等」という。）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものを行うときは、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

2項 前項の「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」とは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

1号 【略】

2号 金融商品取引法第2条第8項に規定する金融商品取引業に係る業務（……） 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

3号 銀行法第2条第2項に規定する銀行業に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

4号～8号 【略】

9号 信託業法（……）第2条第1項に規定する信託業に係る業務、同条第8項に規定する信託契約代理業に係る業務、同条第11項第3号に規定する信託受益権売買等業務又は同法第21条第1項に規定する財産の管理業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

10号～18号 【略】

19号 前各号に掲げる業務に準ずるものとして政令で定める業務 政令で定める者

注意すべき点としては、第1に、誠実公正義務を負う者は「金融事業者」でなく「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」とされている。これは年金関係者を含む趣旨である（具体的には改正後の金融サービス提供法2条2項に規定されている）。第2に、「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」だけでなく、その役員と使用人も誠実公正義務の主語とされている（改正前の金融商品取引法の規定と同じ）。第3に、顧客本位原則で用いられている「顧客」という概念が「顧客等」とされている。これは年金関係者（年金加入者など）を含む趣旨である。第4に、金融事業者の顧客に対する善管注意義務と忠実義務については、変更はされていない。

このことから、たとえば、改正後の誠実公正義務と善管注意義務ないし忠実義務との関係は、改正前の（金融商品取引法における）誠実公正義務と善管注意義務ないし忠実義務との関係と同じと考えるのが自然である。換言すれば、改正後の誠実公正義務は、善管注意義務ないし忠実義務よりも上位の一般概念であるということになり、そこに「顧客等の最善の利益を勘案しつつ」が付け加えられたということになる（注8）。

では、業者がこの誠実公正義務に違反した場合に、それだけを理由として行政処分が可能か。これは、一般論をいうと、ある法律に業者に対する行政処分の規定があり、その法律のもとで行政庁の監督に服する業者が別の法律に違反した場合に行政処分が可能かという問いである。一般論としては、問題となる行政処分に関する規定の仕方や趣旨によることになるが、ある業者が金融サービス提供法2条に違反したと認められる場合には、行政処分の規定のある法律における当該規定に基づいてまたはその趣旨にかんがみて行政処分をすることが可能であると考えられる。

4 むすびに代えて

本稿では、資産運用に関する法制整備のあり方という問題意識で、金融法制の横断化に関する過去の議論と法制整備の歴史を概観するとともに、金融事業者の義務の一般規定を導入し、そこに顧客等の最善の利益の勘案を求めることとした2023年11月の法改正について、若干の点を指摘してみた。2023年12月の「資産運用立国実現プラン」を契機として、この分野に関する法制整備は現在も進化しつつあり、今後さらに充実することが予想される。

（注1）本稿には神田秀樹「金融サービス提供法における顧客の最善の利益」法曹時報 76巻4号1頁（2024年）と重複する部分があることをお断わりする。

（注2）顧客本位原則の2021年改訂とこれまでの運用の状況に関する筆者の理解については、神田・前掲（注1）を参照。

（注3）2023年11月の法改正の全体については、桑田尚ほか「金融商品取引法等の一部を改正する法律等の解説―成長と資産所得の好循環の実現に向けて―」商事法務 2348号27頁（2024年）を参照。

（注4）「証券取引審議会報告書―証券監督者国際機構（IOSCO）の行為規範原則の我が国への適用について―」財団法人資本市場研究会編『証券取引審議会報告』（財団法人資

本市場研究会、1991年)所収。

(注5) 松尾直彦『金融商品取引法(第7版)』465頁(商事法務、2023年)、澤井俊之=大多和樹「顧客本位の業務運営を確保するための金融商品取引法等改正—最善利益義務の法定化・情報提供の実質化の意義と実務への影響—」金融法務事情 2224号6頁(2023年)、大越有人=岩井宏樹「論点解説 金融商品取引法における業規制〈第27回〉誠実公正義務(上)」「同〈第28回〉誠実公正義務(中)」「同〈第29回〉誠実公正義務(下)」金融法務事情 2220号81頁、2222号60頁、2224号58頁(2023年)等を参照。

(注6) 財団法人資本市場研究会編『証券取引審議会報告』前掲(注4)には、IOSCOの原則のすべてとその日本語訳および関連する資料が収録されている。

(注7) 加毛明「法人における事実認識の有無に関する法的判断の構造」神作裕之編『フィデューシャリー・デューティーと利益相反』171頁(岩波書店、2019年)を参照。

(注8) 松尾・前掲(注5)466頁は、誠実公正義務には「最善の利益」の趣旨が含まれているととらえるので、2023年の改正による「顧客の最善の利益の勘案」の付加は確認的に明記されたととらえると指摘している。